

別記様式第29号（第14関係）

埼玉県公安委員会告示第 150 号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定を行ったので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月13日

埼玉県公安委員会委員長 加村 啓二

1	申請者の氏名又は名称及び住所		株式会社ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地
	法人にあつては、その代表者の氏名		新井悠司
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
		型式名	PGO!GO!郷～豪遊の5～N-VYLT
		製造業社名	株式会社ニューギン
	検定番号		4P0836
検定の有効期間		令和6年9月13日から3年間	
2	申請者の氏名又は名称及び住所		株式会社ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地
	法人にあつては、その代表者の氏名		新井悠司
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
		型式名	PSTEINS;GATEOL2-K
		製造業社名	株式会社ニューギン
	検定番号		410382
検定の有効期間		令和6年9月13日から3年間	
3	申請者の氏名又は名称及び住所		豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	法人にあつては、その代表者の氏名		永野光容
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
		型式名	PAナナシーお江戸ver.V2
		製造業社名	豊丸産業株式会社
	検定番号		4P0849
検定の有効期間		令和6年9月13日から3年間	